

# 就学援助制度のお知らせ（平成28年度）

横浜市教育委員会

横浜市では、お子さんを小・中学校へ通学させるのに経済的な理由でお困りの方に対して学用品費、修学旅行費、給食費などを援助し、お子さんの就学を奨励する制度を設けています。

援助を希望される方は、次の説明をお読みのうえ、学校へお申し込みください。

## 1 援助を受けられる方

該 当 理 由	
(1) 現在生活保護を受けている方	(修学旅行実施学年または教育扶助未受給者のみ)
(2) 平成27年4月以降生活保護を受けられなくなった方	(世帯変更による廃止を除きます)
(3) 児童扶養手当を受けている方	(児童手当、特別児童扶養手当とは異なります。 また、支給開始が年度途中の場合、認定期間が変わります)
(4) その他経済的にお困りの方	(所得制限があります)

(4)の理由における認定の基準：平成27年または28年の、世帯(3頁「3-4申請書の記入例及び記入上の注意」(\*3)を参照)全体の所得が次の限度額以下の方

世帯人員	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
総収入(めやす)	380万円	446万円	497万円	562万円	620万円	689万円	742万円	798万円	832万円
総所得	250万円	303万円	344万円	396万円	442万円	500万円	548万円	598万円	628万円

\* 総所得とは、課税(非課税)証明書の「総所得金額」のことです。これは、源泉徴収票の場合は「給与所得控除後の金額」欄、確定申告書の場合は「所得金額」の「合計」欄の金額をさします。  
\* ひとり親家庭、父母以外の方が養育するご家庭、障害者のいるご家庭(障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)等をお持ちの方)、個別支援学級在級児童・生徒のいるご家庭、医療費控除を受けたご家庭、所得者が複数いるご家庭については、所得から一定額を控除するため、限度額を超えていても認定できる場合がありますのでお問い合わせください。

## 2 援助の種類と支給予定額(年額)

※下記の金額は目安となります。実際の支給金額とは異なる場合があります。

区 分	学用品費等	入学準備費	宿泊を伴う校外活動費	修学旅行費	クラブ活動費	学校給食費	学校病医療費	日本スポーツ振興センター保護者負担金
小学校	1年	16,370円 (1期5,456円)	40,600円	補助対象実費 (3,620円限度)	(6年間通じて1回のみ) 補助対象実費	44,000円 (月額4,000円)	実費	原則として当初申請期間に申請し、認定された方については、掛金免除
	2~6年	18,600円 (1期6,200円)	—	—	補助対象実費 (2,710円限度)	—		
	教育扶助受給者	—	—	—	—	—		
中学校	1年	29,680円 (1期9,892円)	47,400円	補助対象実費 (6,100円限度)	(3年間通じて1回のみ) 補助対象実費 ※国外の場合、57,590円限度	29,600円 (1期9,864円)	費	
	2年	31,910円 (1期10,636円)	—		19,740円 (1期6,580円)	—		
	3年				9,870円 (1期3,288円)			
	教育扶助受給者	—	—		—	—		

- \* 「学用品費等」には、宿泊を伴わない校外活動費、通学用品費(入学準備費受給者を除く)、PTA会費、生徒会費が含まれています。学年途中に市外から転入するなど、受給資格が1年に満たない場合は、減額支給となります。
- \* 「入学準備費」は、4月に遡って認定された1年の児童・生徒のみが支給対象となります。
- \* 「宿泊を伴う校外活動費」は、交通費・見学のうち保護者が実際に負担した額を限度額内で支給します。
- \* 小学校の「クラブ活動費」は、学校で徴収する材料費等が支給対象となります。
- \* 「学校給食費」は、給食の休止期間(夏休み、給食室改修等による)は対象となりません。
- \* 「学校病医療費」でいう学校病(トラコーマ、結膜炎、白せん、疥せん、濃痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、虫歯、寄生虫病)の治療には、各学校で発行する治療券が必要です。事前に学校へご相談ください。
- \* 就学援助は、各費目を支給する制度であり、学校納入金を免除するものではありません(ただし、学校病医療費は治療券を交付し、日本スポーツ振興センター保護者負担金は免除します。学校給食費は充当します。)
- \* 学校納入金等に未納がある時は、援助費を充当する(未納分に充てる)場合があります(学校納入金等に学校給食費は含まれません。)
- \* 就学援助費を口座振込で受け取る場合で、振込先の口座番号等を誤って学校に届けられた場合、正しい口座に振り込みなおす時の手数料を負担していただく場合がありますので、ご注意ください。

### 3 書類の記入について

#### 3-1 必要書類について

申請理由 (1頁参照)	提出書類
(1) 現在生活保護を受けている方	申請書のみで申請できます。
(2) 生活保護を受けられなくなった方	申請書のみで申請できます。
(3) 児童扶養手当を受けている方	原則として申請書のみで申請できます。 「3-2 所得等の確認についてのご案内」を参照し、必要な場合は書類を添付してください。
(4) その他経済的に困りの方	原則として申請書のみで申請できます。 「3-2 所得等の確認についてのご案内」を参照し、必要な場合は書類を添付してください。

#### 3-2 所得等の確認についてのご案内

次の【条件】のうちいずれかに該当する方で、教育委員会が行う

所得等の確認に同意していただける方は、**証明書の添付が不要**です。

(ただし、申請理由(4)に該当し、障害年金または遺族年金を受給している方は年金の証明書(※1)が別途必要です。)

**【条件】** ●横浜市で児童扶養手当を受給している(または受給見込み)  
●平成28年1月1日現在、横浜市で住民登録をしている

左のいずれにも該当しない方は、「3-3 提出書類のご案内」をお読みください。

「所得等の確認」とは?

18歳以上の世帯員について、それぞれご本人の同意に基づき児童扶養手当受給状況や、課税証明書の内容を教育委員会が確認します。なお、【条件】に該当しない方については確認ができませんので、同意は不要です。この確認の結果を本制度の審査以外に用いることはありません。

《同意する場合の申請書の記入方法》

申請者(保護者)の方は、申請書の氏名欄に押印してください。

世帯員の方は、氏名欄の右側にある同意欄の「同意する」に○をし、押印または署名をしてください。

- (※1) 年金の証明書とは、年金振込通知書・年金額改定通知書等、氏名と受給金額が分かるものをさします(全てコピー可)。
- \* 同意いただいた方でも、離婚や離職、未申告等で所得が確認できなかった場合には後日書類の提出をお願いすることがあります。また、通称名で税の申告をされている方なども、確認ができない場合がありますのでご了承ください。
  - \* 申請理由(4)で申請する方のうち、**今年に入って離婚や死別等で世帯の構成が変わった方**は、別途書類の提出をお願いしたり、ご事情をうかがうことがあります。また、支給時期が遅くなる場合がありますので、ご了承ください。
  - \* 申請理由(4)のうち、平成28年の所得により申請を希望する場合は、同意による所得等の確認はできませんので、「3-3 提出書類のご案内」をお読みのうえ、書類を添付して申請してください。

#### 3-3 提出書類のご案内

所得等の確認に同意しない方・【条件】に該当しない方・平成28年分所得証明書を提出される方向けのご案内です。

申請理由	必要な書類 (原本またはコピーを添付してください)
(3) 児童扶養手当を受けている方	◆児童扶養手当証書のコピー (有効期限内のもの、原本不可)
(4) その他経済的に困りの方	<p>&lt;以下の(ア)のうちいずれか、及び該当者は(イ)&gt;</p> <p>(ア) ◆平成27年分源泉徴収票(年末調整されているもの) ◆平成27年分確定申告書控1, 2表(e-Taxの場合は申告内容確認票) (受付印など受理の記録があるもの)</p> <p>(イ) 年金の証明書(老齢年金を含め、公的年金を受給している方全員)(※1)</p> <p>当初申請</p> <p>&lt;以下の(ウ)のうちいずれか、及び該当者は(エ)&gt;</p> <p>(ウ) ◆平成28年度市民税・県民税課税(非課税)証明書(省略のないもの) ◆平成28年度市民税・県民税特別徴収税額通知書 ◆平成28年度市民税・県民税税額決定納税通知書</p> <p>(エ) 年金の証明書(障害年金または遺族年金を受給している方全員)(※1)</p> <p>追加申請(7月以降)</p> <p>*平成29年1~2月に、平成28年分の源泉徴収票または確定申告書控を添付して申請することもできます。</p>

(ウ)の書類は6月以降に発行されます。

(※1)年金の証明書とは、年金振込通知書・年金額改定通知書等、氏名と受給金額が分かるものをさします(全てコピー可)。

### 3-4 申請書の記入例及び記入上の注意

- \* 1 申請書上部が受領を希望する保護者の方の申請欄になります。申請欄は、学校長への事務の委任、及び教育委員会による所得等の確認への同意を含みますので、よく読んで記入してください。
- \* 2 右上に対象となるお子さんの氏名を記入してください。対象となるお子さん1人につき申請書が1枚必要です。
- \* 3 就学援助制度をお申込みの際には児童・生徒及び申請者の他に、世帯状況の記載が必要です。

#### 世帯状況欄にご記載いただく世帯員の方

- 同居している方(住民票の世帯が別である場合も含む)
  - 単身赴任などで同居していない親権者(保護者)
  - 遠隔地扶養している親族(課税証明書等で扶養関係の確認ができる場合のみ)
- 生活保護に準ずる制度のため  
同一居住の方や同一生計の方は**同一世帯**として審査します。

- \* 4 受領方法については、第17号様式(受領申出書)の該当する項目に✓をしてください。口座振込をご希望の方は、その下の口座振込依頼書により振込口座を届け出てください。申請者名と口座名義人は同一にしてください。

#### (記入例)

① 学校提出日  
年月日を記入してください。

② 申請者の方は、所得等の確認に同意しない場合でも、外国籍の方は、必ず押印してください。

③ 児童・生徒から見た続柄を記入してください。

④ 児童・生徒、申請者(保護者)以外の世帯員(※3参照)を記入します。記入例の場合、横浜二郎さんと横浜太郎さんの氏名は不要です。

⑤ 申請理由について、Q1から順にお答えください。

⑥ 経済的理由により困り始めた時期を記入してください。

**横浜市教育委員会教育長**

私は、次の理由により就学援助を申請します。なお、援助費の請求・受領・戻入・充当・復委任に関することは校長に委任します。

また、教育委員会による私の所得等の確認について同意します。(※)

平成 28年 4月 10日 ①

フリガナ名 ヨコハマ ジロウ ② **横浜太郎** 続柄 ③ **父**

氏名 **横浜二郎**

現住所 横浜市 中 区 港町1-1

電話番号 〇〇〇(×××)△△△△ 生年月日 大正(昭和)平成 45・10・2

身体状況: ④ **個別級・B2** 年金の種類 ⑤ **受給無** 受給有(老齢・障害・遺族) 職業: **会社員**

※所得等の確認は、ご本人の同意に基づいて行います。申請者の方が確認に同意されない場合は、申請文にある「また、教育・・・同意します」の部分をご二重線で削除してください。

世帯状況: 「1 児童・生徒」「2 申請者(保護者)」以外の世帯員全員を記入してください。(祖父母、同居人等の同一住所の方についても忘れずに記入してください。)

⑥	フリガナ 世帯員氏名	③ 続柄	所得等の確認について (18歳以上の方のみ)	⑦ 生年月日	④ 身体 の状況	⑤ 年金に ついて	職業又は 在学学校名
3	ヨコハマ ハナコ <b>横浜花子</b>	母	同意する ↓ 本人の印または署名 ⑧ (横浜花子)	大正(昭和)平成 49・6・10	障3級	受給無 受給有 [老齢 障害 遺族]	パートタイマー
4	ヨコハマ イチロウ <b>横浜一郎</b>	兄	同意する ↓ 本人の印または署名 ⑧ ( )	大正・昭和(平成) 13・4・20		受給無 受給有 [老齢 障害 遺族]	北中学校3年
5	カンナイ カズオ <b>関内一男</b>	祖父(関内)	同意する ↓ 本人の印または署名 ⑧ ( )	大正(昭和)平成 18・11・16		受給無 受給有 [老齢 障害 遺族]	なし
6			同意する ↓ 本人の印または署名 ⑧ ( )	大正・昭和・平成 .		受給無 受給有 [老齢 障害 遺族]	
7			同意する ↓ 本人の印または署名 ⑧ ( )	大正・昭和・平成 .		受給無 受給有 [老齢 障害 遺族]	
8			同意する ↓ 本人の印または署名 ⑧ ( )	大正・昭和・平成 .		受給無 受給有 [老齢 障害 遺族]	

上記世帯員のうち、申請者と異なる住所の方がいる場合、その方の氏名及び住所をお書きください。

申請理由(該当する項目にチェックを入れてください) ⑧

Q1 申請日現在、生活保護を受けていますか? はい →回答終了です(申請理由1)  
いいえ →Q2へ進んでください

Q2 平成27年4月以降、生活保護を受けたことがありますか? はい →回答終了です(申請理由2)  
いいえ →Q3へ進んでください

Q3 年度当初以前からひとり親家庭ですか? はい →Q3-2へ進んでください  
いいえ →Q4へ進んでください(申請理由3または4)

Q3-2 児童扶養手当を受給していますか? はい / 申請中 →回答終了です(申請理由3)  
いいえ →受給していない理由をお選びください(申請理由4)

基準を超える所得があるため 年金受給のため 同居者がいるため  
その他 ( )

Q4 就学援助を必要とする理由をお書きください。 ⑨

離職/死別/離婚( 年 月)←当てはまるものに○をつけ、日付を記入してください。 児童扶養手当受給(申請)中  
その他 (例) ・高額な医療費がかかり経済的負担が重い ・病気で思うように働けない  
・扶養家族が多く、経済的に困難である ・職業が不安定なため経済的に困難

④ 「身体状況」欄は、障害者手帳等をお持ちの場合は「障〇級」個別支援学級に在級している場合は「個別級」と記入してください。

⑤ 公的年金を受給されている方は、受給している年金の種類に○をしてください。障害年金・遺族年金は非課税のため、所得の確認をすることができないので、非課税の方でも年金の証明書を添付してください。老齢年金の方は同意をすれば添付は不要です。

⑦ お知らせをお読みいただき、教育委員会が行う所得等の確認について、同意する・しないのどちらかに○をし、同意する場合は本人により押印または署名をしてください。18歳未満の方は未記入で結構です。児童扶養手当を受給している方は、受給者のみの同意で構いません。

3

## 4 結果のお知らせと支給予定時期

審査結果（認定・非認定等）は学校を通じてお知らせします。当初申請された方へのお知らせは7月下旬頃です。審査の結果、認定とならなかった方へもその旨お知らせいたします。

就学援助費は学校を通じて支給しますので、**支給期日など詳しくは学校からお知らせします。**

支給費目	学用品費等	入学準備費	宿泊を伴う 校外活動費	修学旅行費	クラブ活動費・		給食費
					小学校	中学校	
第1期(4～7月分) 7月下旬頃支給	○	○(年額)	行事实施後に支給 (実施の数ヶ月後)		—	○	全額充当
第2期(8～11月分) 11月下旬頃支給	○	—			—	○	
第3期(12～3月分) 3月中旬頃支給	○ (端数調整あり)	—			○ (年額)	○ (端数調整あり)	

\* 各費目の支給予定時期は、表のとおりです。ただし、若干前後することがあります。

\* 書類の提出時期により、2期以降にまとめて支給することがあります。

## 5 学校給食費について（小学校のみ）

### 5-1 申請中の学校給食費

【昨年度（平成27年度）就学援助の対象となっていた方】 審査結果が届くまでお支払い不要です。

\* お支払い不要の方であっても、学校へお申し出いただくことにより、お支払いすることができます。

【今年度（平成28年度）初めて申請する方】 審査結果が届くまでお支払いしていただきます。

\* 審査結果のお知らせにより、認定となった方は、お支払い済みの学校給食費をお返します。

\* なお、新1年生については、平成27年度に小学校に兄弟姉妹が在籍し就学援助の対象となっていた場合、審査結果が確定するまで、お支払い不要です。

### 5-2 審査後の学校給食費

【認定された方】 お支払い不要

\* お支払い済みの学校給食費をお返しする時期

審査結果のお知らせ送付	お支払いのお知らせ送付	お返しする金額	振込予定月
7月下旬	9月中旬	お支払い済実費	9月下旬
9月中旬～11月中旬	12月中旬	お支払い済実費	12月下旬
12月中旬～3月中旬	4月中旬	お支払い済実費	4月下旬

\* 学用品費等の支給時期と学校給食費をお返しする時期は異なります。

【認定されなかった方】 下段の表のとおり、まとめてお支払いいただきます。

審査結果のお知らせ送付	お支払いのお知らせ送付	お支払い金額(内訳)	口座振替日
7月下旬	8月中旬	16,000円(5月期～8月期)	8月29日
9月中旬まで	10月中旬	24,000円(5月期～10月期)	10月31日
10月中旬まで	11月中旬	28,000円(5月期～11月期)	11月29日

【10月時点で審査結果が出ていない方】 下段の表のとおり、まとめてお支払いいただきます。

—	11月中旬	28,000円(5月期～11月期)	11月29日
---	-------	-------------------	--------

## 6 申請方法

就学援助を希望される方は、3ページ目の「3-4 申請書の記入例及び記入上の注意」を参照しながら別紙の申請書に必要なことごとを記入し、必要な場合は添付書類を添えて、提出してください。

申請書がお手元ない場合は、学校へお問い合わせください。

当初申請	提出先	お子さんの通っている学校		担当	塩野 寛
	受付期間	4月	8日から	4月	20日(水)

\* お子さんが2人以上いる方は、お子さん1人につき1枚の申請書を提出してください。

\* 年度当初の受付は4月ですが、その後もお困りの状況になりましたら学校へご相談ください。7月以降、2月末日まで追加受付を行います。

お問合せ先	お子さんの通っている学校	TEL	364-5112	担当	塩野 寛
	または、横浜市教育委員会				
	全般については	学校支援・地域連携課	就学係	TEL	671-3270
	「学校給食費」については	健康教育課	給食係	TEL	671-3696・4159
	「学校病医療費」「日本スポーツ振興センター保護者負担金」については	健康教育課	保健係	TEL	671-3274



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。